

情報提供

那医発第 257 号
令和 7 年 8 月 15 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗
常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用におけるマイナ保険証等の取扱いについて」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579)

記

沖医発第 632 号
令和 7 年 8 月 14 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
副会長 平安 明



後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用におけるマイナ保険証等の取扱いについて

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用におけるマイナ保険証等の取扱いについての通知となっております。

後期高齢者に係る資格確認書の職権交付につきましては、令和 7 年 8 月の年次更新までの暫定的な運用として、昨年 12 月 2 日以降の新規加入者等については、マイナ保険証の保有状況に関わらず、資格確認書の職権交付の対象とする暫定運用がなされてきたところで

す。
今般、マイナ保険証を基本とする仕組みに円滑に移行する観点から、デジタルとアナログの併用期間を確保するため、令和 8 年 8 月の年次更新までの間、上記の暫定運用が継続されることとなりました。

このため、令和 8 年 8 月までの暫定的な運用の期間中、マイナ保険証を既にお持ちの後期高齢者につきましては、マイナ保険証又は資格確認書により保険医療機関等を受診することが可能となります。

なお、後期高齢者医療制度の被保険者証は本年 7 月 31 日に有効期限を迎えたところで、資格確認書の交付に気づかずに有効期限が切れた被保険者証を引き続き保険医療機関等に持参することも想定されます。

今般の事務連絡は、当該者について、令和 7 年 7 月 7 日付け沖医発第 438 号にてご案内申し上げた「健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」による国民健康保険の加入者と同様の取扱いとすることを妨げるものではないことを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

- 後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用におけるマイナ保険証等の取扱いについて
(令和 7 年 8 月 6 日 (日医発第 749 号) (保険))

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第749号（保険）
令和7年8月6日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
（公印省略）

後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用における
マイナ保険証等の取扱いについて

後期高齢者に係る資格確認書の職権交付につきましては、令和7年8月の年次更新までの間の暫定的な運用として、昨年12月2日以降の新規加入者等については、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書の職権交付の対象とする暫定運用がなされてきたところです。

今般、マイナ保険証を基本とする仕組みに円滑に移行する観点から、デジタルとアナログの併用期間を確保するため、令和8年8月の年次更新までの間、上記の暫定運用が継続されることとなりましたのでご連絡申し上げます。

このため、令和8年8月までの暫定的な運用の期間中、マイナ保険証を既にお持ちの後期高齢者につきましては、マイナ保険証又は資格確認書により保険医療機関等を受診することが可能となります。

なお、後期高齢者医療制度の被保険者証は本年7月31日に有効期限を迎えたところですが、資格確認書の交付に気づかずに有効期限が切れた被保険者証を引き続き保険医療機関等に持参することも想定されます。今般の事務連絡は、当該者について、令和7年7月1日付け日医発第534号（保険）にてご案内申し上げた「健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」（令和7年6月27日付け厚生労働省保険局医療課・医療介護連携政策課事務連絡）による国民健康保険の加入者と同様の取扱いとすることを妨げるものではないことを申し添えます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

- ・後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用におけるマイナ保険証等の取扱いについて
（令7.8.4 事務連絡 厚生労働省保険局医療課、医療介護連携政策課、高齢者医療課）
- ・[参考] 後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用の継続について
（令7.4.3 事務連絡 厚生労働省保険局高齢者医療課）

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 4 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省保険局高齢者医療課

後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用におけるマイナ保険証等の取扱いについて

後期高齢者に係る資格確認書の取扱いについては、「後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用の継続について」(令和7年4月3日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡。以下「暫定運用継続事務連絡」という。))により示したとおり、令和8年8月の年次更新までの間の暫定的な運用として、本年8月の年次更新において、マイナ保険証(被保険者証の利用登録をしたマイナナンバーカードをいう。以下同じ。)の保有状況にかかわらず、資格確認書の職権交付の対象としていたところ

です。
この令和8年8月までの暫定的な運用の期間中、マイナ保険証を既にお持ちの方については、マイナ保険証又は資格確認書により保険医療機関等を受診することが可能です。他方で、マイナ保険証には本人の医療情報に基づくより良い医療が受けられる等のメリットがあることから、マイナ保険証を既にお持ちの方については、マイナ保険証をご利用いただくとともに、各後期高齢者医療広域連合におかれては、より多くの方が当該メリットを享受することができるよう、暫定運用継続事務連絡の二の内容を踏まえつつ必要な周知等に努めていただくようお願いいたします。

なお、後期高齢者医療制度の被保険者証は本年7月31日に有効期限を迎えたところ、資格確認書の交付に気づかずに有効期限が切れた被保険者証を引き続き保険医療機関等に持参することが想定されます。本事務連絡は、当該者について、「健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」(令和7年6月27日付け厚生労働省保険局医療課・医療介護連携政策課事務連絡)による国民健康保険の加入者と同様の取扱いとすることを妨げるものでありません。

以上の内容について御了知いただくとともに、都道府県後期高齢者医療主管部(局)におかれましては、管内市町村(特別区を含む。)への周知等のほど、お願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 3 日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用の継続について

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年 12 月 2 日に現行の被保険者証の新規発行が終了し、被保険者証の利用登録をしたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）を基本とする仕組みに移行しました。

後期高齢者に係る資格確認書の職権交付については、「後期高齢者に係る資格確認書の職権交付の取扱いについて」（令和 6 年 9 月 26 日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡。以下「暫定運用事務連絡」という。）の一により、令和 7 年 8 月の年次更新までの間の暫定的な運用として、昨年 12 月 2 日以降の新規加入者等については、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書の職権交付の対象とすること（以下「暫定運用」という。）としていたところです。

昨年 12 月以降、マイナ保険証の利用率は上昇しているものの、後期高齢者のマイナ保険証の利用率は他の年代と比較し相対的に低い状況にある中で、本年 7 月 31 日に、後期高齢者医療制度の発行済みの被保険者証が有効期限を迎え、資格確認書を希望する方からの申請が市町村に集中する恐れがあります。

こうした混乱を回避しマイナ保険証を基本とする仕組みに円滑に移行する観点から、デジタルとアナログの併用期間を確保するため、令和 8 年 8 月の年次更新までの間、暫定運用を継続することといたしましたので、御連絡いたします。

以下の内容について御了知いただくとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）への周知等のほど、お願い申し上げます。

記

一 資格確認書の職権交付に係る暫定的な運用について

令和８年８月の年次更新までの間の暫定的な運用として、本年８月の年次更新において、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書の職権交付の対象とするとともに、本年８月以降、新規加入者や券面情報に変更が生じた者についても、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書の職権交付の対象とする。このとき、マイナ保険証を保有する方も含め資格確認書が交付されるため、資格情報のお知らせを交付する必要はない。

なお、暫定運用の継続により資格確認書の発行に当たりかかり増す経費については、特別調整交付金により措置する予定であるが、詳細については確定次第、別途お知らせする。

二 マイナ保険証の利用促進について

一の取扱いとは、マイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行に向け、後期高齢者についてデジタルとアナログの併用期間を確保するための暫定的な運用であることから、この間に、マイナ保険証の利用促進に努めることが重要である。

各後期高齢者医療広域連合におかれては、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び資格確認書に関する周知広報について」（令和７年４月３日厚生労働省保険局高齢者医療課、厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡）の内容も踏まえ、引き続きマイナ保険証の利用促進に努めていただくようお願いする。

また、高齢者向けのマイナ保険証の説明動画の作成、目視モードの利用改善やスマートフォンへのマイナ保険証機能の搭載に向けた改修等、厚生労働省としても、マイナ保険証を利用しやすい環境の整備やマイナ保険証の利用促進に引き続き取り組んでいく。また、消防庁においては、救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組（マイナ救急）の全国展開を進めている。

後期高齢者医療広域連合においてマイナ保険証の利用促進の周知広報に取り組む際には、マイナ救急の活用事例など、政府におけるマイナ保険証の利用促進等の取組も参照いただきたい。

以上